

情報の電磁的な方法による提供についての承諾書

暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者は、お客様との間で暗号資産関連取引または電子決済手段関連業務に係る取引を行うときには、あらかじめ、お客様に対して、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」といいます。）にもとづく利用者の保護を図るための情報を書面の交付その他の適切な方法により提供することが求められています。また、暗号資産に係る店頭デリバティブ取引にあたっては、金融商品取引法にもとづく書面の交付が義務づけられております。当社では、当該情報の提供及び書面の交付をお客様に対して、原則として、お客様の承諾を得たうえで、電磁的な方法により実施させていただきます。電磁的な方法による提供とは、法令諸規則等によりお客様への提供が義務付けられている各種情報や書面等を、書面の交付に代えて当該書面等に記載すべき事項を、電気通信回線（インターネット）を介した電磁的な方法をもって提供することです。お客様には当社のサービスを利用していただくにあたり、電磁的な方法による提供について以下の事項につき、ご承諾いただきます。

【電磁的な方法をもって提供する資金決済法にもとづく法定情報】

- 暗号資産交換業者に関する内閣府令第 21 条（暗号資産の性質に関する説明）及び第 22 条（利用者に対する情報の提供）に規定される情報
- 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 28 条（電子決済手段の内容に関する説明）及び第 29 条（利用者に対する情報の提供）に規定される情報

【電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項を提供することとする金融商品取引法に基づく書面等】

- 契約締結前交付書面
- 契約締結時交付書面（取引報告書）
- 取引残高報告書
- 担保同意書

【電磁的な方法の種類】

- お客様がお取引画面にログインした後、当社の指定する方法で、該当情報の記載事項を記録し、電気通信回線（インターネット）を通じてお客様の閲覧に供する方法
- お客様が当社にご登録頂いているメールアドレス宛てに、当社の指定する方法で、該当書面の記載事項を電気通信回線（インターネット）を通じてメール送信することに

より、お客様に供する方法

- 閲覧ファイルに記録された記載事項を、当社の指定する方法で、電気通信回線（インターネット）を通じてお客様の閲覧に供する方法

【免責事項】

- 法律等の変更等何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した時には、当社は電磁的な方法ではなく既に電磁的に提供された情報も含めて紙媒体により提供等を行う場合があります。
- お客様が当社に届け出た住所または事務所の所在地に宛て、またはお客様のメールアドレスに宛て、当社よりなされた暗号資産売買取引または電子決済手段売買取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰す事由により延着し、または到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到着したものとします。